

第16回理事会(2024.8) 決議内容

- 興行中止保険とは、大会の全部又は一部の解約等に起因する損失、損害等の費用に係る危険を補償する保険。
- EOA第13.7条に基づき、財団は興行中止保険に加入する。
- 大規模国際スポーツ大会の興行中止保険では、単独の保険会社による引受ではなく再保険の手配を必要とする。
- 限られた再保険市場にて混乱なく手配する必要性を踏まえ、まずは保険引受会社を公募により選定し、同社が再保険の手配を含め保険内容(保険金額、保険料、補償範囲等)を設計・提案する方式で調達する。
- 選定された保険引受会社と協定を締結した後、同社が提案した保険内容について、審査委員会の審査及び理事会承認を受けたのち保険へ加入する(保険引受会社との特別契約を締結)。

経緯・契約までの流れ



審査委員会の審査結果

6月18日(水)に審査委員会を実施し、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」とする。）により提案された保険内容について、妥当である旨の回答を得た。

■ 審査委員（五十音順、敬称略）

川瀬 航司	公益財団法人東京2025世界陸上財団	事務次長
西阪 昇	関西外国語大学外国語学部教授	
細田 浩史	弁護士 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー	

契約予定内容

2024年9月20日付けで東京海上と締結した「興行中止保険に関する設計と組成の一括発注についての幹事会社選定に関する協定書」第3条に基づき、審査委員会及び理事会の承認を条件として、財団は東京海上により提案された以下の保険に加入する。

- 補償する損害 大会の中止・中断不再開・延期に伴うチケット代金の返金により生じた損害等を補償
- 保険期間 保険契約締結日 ～ 2025年9月21日
- 予定保険料 約374百万円
- 引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社